

三菱電機グループ保険

三菱電機グループ保険は、企業福祉の一環として運営している「私たちだけの保険制度」です。

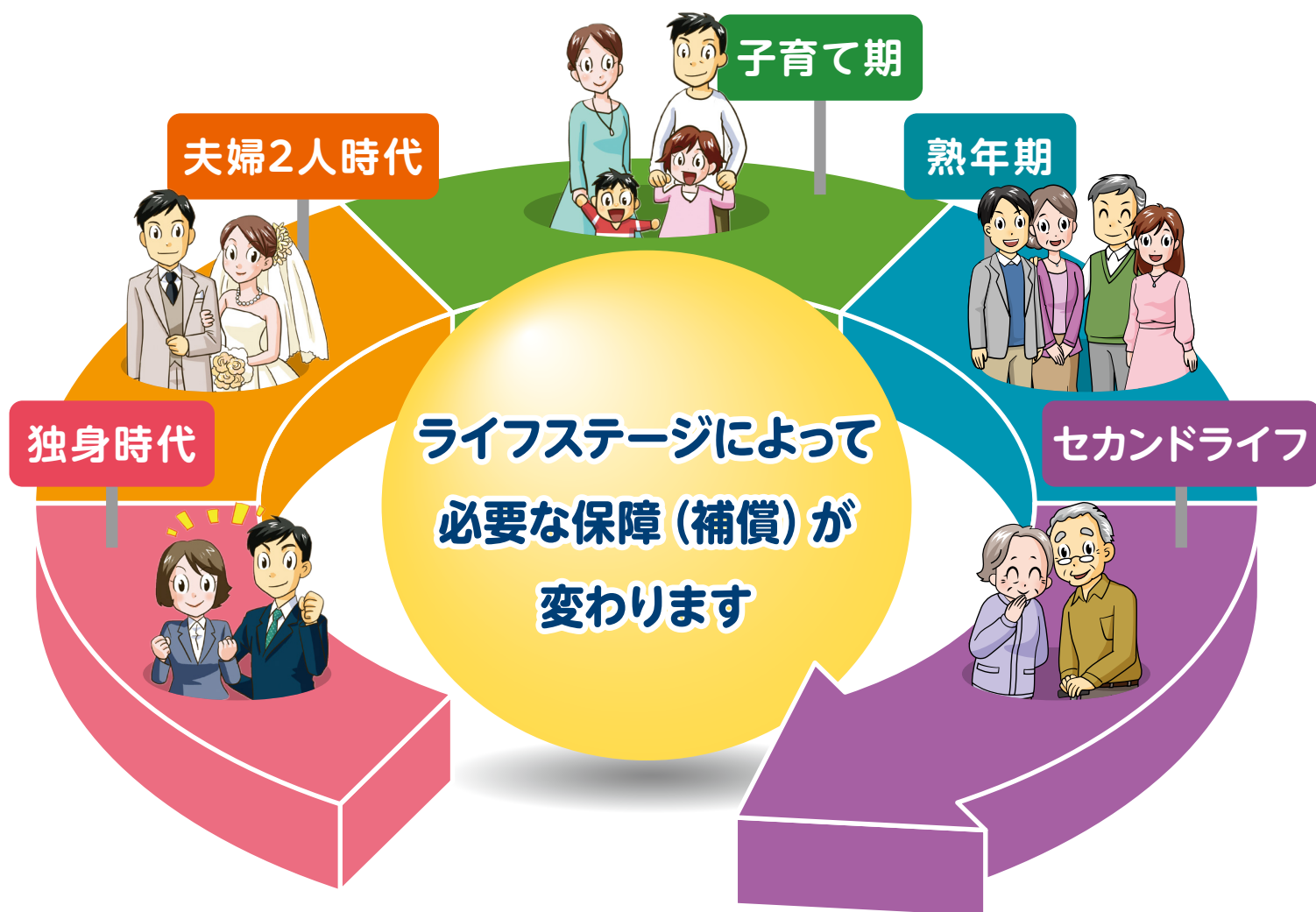
三菱電機グループ保険は、「いのちの保険」と「病気・ケガの保険」で構成されています。

いのちの保険

万が一(死亡・高度障害)に備える保障

病気・ケガの保険

病気やケガ、介護、がん、賠償事故などに備える補償



いのちの保険の【契約概要】【注意喚起情報】はP21～P22に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申し込みください。

三菱電機グループ保険とは

三菱電機グループ保険は、グループ従業員の皆様が安心して働けるように企業福祉の一環として運営している「私たちだけの保険制度」です。

三菱電機グループの団体保険は、1968年に団体定期生命保険として導入し、現在では三菱電機グループ従業員とその家族を合わせ約9万4千人を超える皆様から選ばれる制度に成長しております。

三菱電機グループ保険は、三菱電機グループ独自で運営しているため、次の特徴があります。

- ①三菱電機グループ従業員のために設計された保険であること。
- ②スケールメリットを生かし、最大約52.7%割引で提供していること。
(加入者数が増えることで、更に保険料が割安になる仕組み。)
- ③団体保険ならではの、診査不要の簡易な手続きで加入できること。
- ④本制度の相談窓口として、グループ会社の三菱電機保険サービス(株)によるサポートが受けられること。

また、三菱電機グループ保険は、亡くなった場合の遺族への生活保障や、病気・ケガでの入院・手術に備える保険としてスタートしましたが、介護が必要となったときに掛かる費用に対する補償や、がんに罹患したときに備える補償などを追加し、時代の変化に合わせて進化を重ねています。

2020年は、新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態に直面しました。「自分だけは大丈夫」と思わず、日頃の体調管理には十分にご注意いただくとともに、万が一感染した際の備えにもなりますので、この機会にご家族の皆様で本パンフレット等をご覧いただき、「団体割引等の適用により割安で手厚い保障(補償)」の三菱電機グループ保険への加入をご検討いただきますようお願い申し上げます。

三菱電機株式会社

人事部長 原田 真 治



○ 2020年1月1日現在、「いのちの保険」と「病気・ケガの保険」を合わせて約9万4千人の方に加入いただいています。
○ 病気・ケガの保険にて団体割引等を最大で約52.7%適用されています。また、原則、前年実績方式による団体割引の適用となります。

目 次

- 三菱電機グループ保険の構成と特徴 3
- 年代別のリスクと三菱電機グループ保険 5
- いのちの保険 万が一(死亡・高度障害)に備える保障です 7
- 病気・ケガの保険 医療の補償 病気やケガに備える補償です 9
- ケガの補償 ケガに備える補償です 11
- 介護補償 自分や家族が要介護状態になった場合に備える補償です 11
- がんの補償(がん診断一時金) がんと診断確定された場合に備える補償です 13
- 所得補償 病気やケガで働けなくなった場合に備える補償です 14
- 自転車傷害補償 自転車事故によるケガに備える補償です 14
- 特約 賠償事故・携行品損害・ホールインワンに備える補償です 15
- 各種サービス 各種医療や介護、暮らしのお役立ち情報などを提供します 16
- 契約概要・注意喚起情報・補償の内容(詳細)・重要事項説明書 18
- 用語のご説明 36
- よくあるご質問 37

今年度の主な改定内容

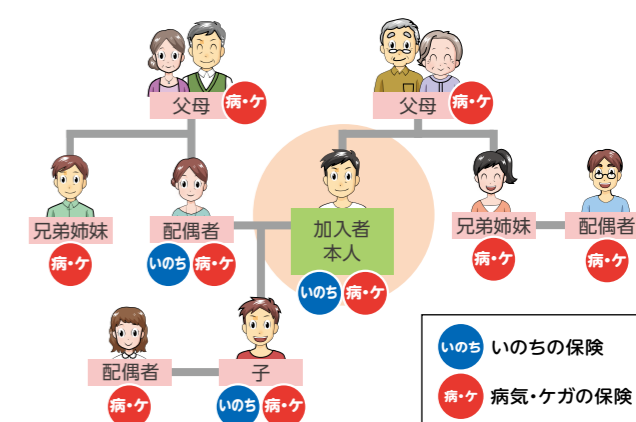
- 病気・ケガの保険 ※2021年1月1日補償開始となる契約の改定内容となります。
- 「がんの補償」の保険料が変更となりました。(詳細はP27をご覧ください。)

加入条件

三菱電機グループにお勤めの方および一定の条件を満たしている退職者の方が加入者となれます。被保険者となる方については以下のとおり。

いのちの保険
加入者本人およびその方の配偶者・お子様
※配偶者・お子様については、本人が加入している場合に限りです。
※詳細はP19をご覧ください。

病気・ケガの保険
加入者本人およびその方の親族
※右の図は「同居であることを問わず被保険者本人となれる方の範囲」の主な方々となります。
※自転車傷害は本人、配偶者、子供、両親、兄弟のみとなります。
※詳細はP17をご覧ください。



※「いのちの保険」については募集を行っていない会社があります。加入の可否については三菱電機保険サービスへお問い合わせください。

加入スケジュール*

【保険期間】2021年1月1日(金)から1年間 【一斉募集期間】2020年8月24日(月)～2020年10月9日(金)

いのちの保険				病気・ケガの保険			
申込締切	保障開始	被保険者票 発送	保険料 控除開始	申込締切	補償開始	加入者票 発送	保険料 控除開始
2020年 10月9日(金)	2021年 1月1日(金) 午前0時	2021年 1月～2月	2021年 1月	2020年 10月9日(金)	2021年 1月1日(金) 午後4時	2021年 2月中	2021年 3月

上記のスケジュールは一斉募集期間中に申し込みいただいた場合のもので、一斉募集期間外で申し込みをご検討の方は、三菱電機保険サービスへお問い合わせください。

提出先*

記入・捺印いただいた申込書は、以下の提出先へご提出ください。
(既加入者の方が前年同条件で更新を希望される場合、申込書の提出は不要です。)

いのちの保険	病気・ケガの保険
三菱電機にお勤めの方→最寄りの三菱電機保険サービス 関係会社にお勤めの方→各社福祉担当部門	三菱電機にお勤めの方・関係会社にお勤めの方 →最寄りの三菱電機保険サービス

*ご退職者の方の「加入スケジュール」と「提出先」については、『ご継続のご案内』にてご確認ください。

三菱電機グループ保険の構成と特徴

三菱電機グループ保険の構成

いのちの
保険

病気・ケガの保険

基本補償Ⅰ

いずれか1つのみ加入できます

+

特約

基本補償Ⅰ・Ⅱの
いずれかに加入すれば
追加できます。

基本補償Ⅱ

必要な補償を選択して加入できます。

+

最大
約52.7%割引^{※2}

必要な備えと該当するプランの確認

チェック ①

死亡・高度障害への保障を備えたい・見直したい

チェック ②

病気やケガでの入院・手術・通院などへの補償を備えたい・見直したい

→ 病気とケガの両方への補償を備えたい・見直したい

- 補償範囲も補償額も充実させたい
- 補償範囲は幅広くしたいが保険料を抑えたい
- 基本的な補償を手ごろな保険料で用意したい
- 通院補償は必要ない
- 自分の好みにあった補償を備えたい
他で加入している保険で不足している補償のみ備えたい

→ ケガへの補償を備えたい・見直したい(病気への補償は必要ない)

- 事故を限定せず、幅広く備えたい
- 交通事故に限定して保険料を安く抑えたい
- ゴルフのプレー中・練習中に限定して保険料を安く抑えたい

チェック ③

自分や家族が、介護が必要になった場合の経済的不安に備えたい

自分や家族が、がんになった場合の経済的不安に備えたい

病気やケガでの長期の自宅療養などにより、収入が減った場合に備えたい

自転車事故によるケガに備えたい

チェック ④

偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊した場合の賠償費用に備えたい

携行する家財が偶然な事故によって破損・盗難の場合に備えたい

ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合の支出に備えたい

いのちの保険

病気・ケガの保険

基本補償Ⅰ

医療の補償

- 充実プラン
- ワイドプラン
- 基本プラン
- シンプルプラン

オリジナルプラン

ケガの補償

- 普通傷害
- 交通事故傷害
- ゴルファー傷害

基本補償Ⅱ

介護補償

- がんの補償(がん診断一時金)
- 所得補償

自転車傷害補償

特約

- 家庭賠償責任
- 携行品損害
- ホールインワン

各プランの特徴

「家庭賠償責任」「携行品損害」「ホールインワン」以外は、すべて**単独で加入できます!**

プラン名	特徴	掲載ページ																									
いのちの保険	死亡・高度障害の保障 <ul style="list-style-type: none"> 最大で4,000万円まで、簡易な告知のみで加入できます。 保険金は、一時金または年金としてお支払いします(組み合わせることもできます。) 剰余金が生じた場合、加入者に配当金としてお支払いします。 	P7																									
病気・ケガの保険	保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、P23～P30をご確認ください。																										
医療の補償	<p>病気やケガによる入院・手術などの補償</p> <p>・シンプルな補償から、幅広い補償まで、簡単に選択できる4つのおすすめプランを用意しています。(入院日額を3,000円から20,000円まで、1,000円刻みで必要な分だけ選択できるオリジナルプランもあります。)</p> <p>・全てのプランに総合先進医療の補償が付いています。</p> <p>・通院補償付きのプランでは、ケガの場合に通院だけでも補償の対象となります。</p> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td></td> <td>入院</td> <td>手術</td> <td>通院</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>充実</td> <td>◎^{※1}</td> <td>◎^{※1}</td> <td>◎^{※1}</td> <td>○^{※2}</td> </tr> <tr> <td>ワイド</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○^{※2}</td> </tr> <tr> <td>基本</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>シンプル</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> <p><small>※1:補償額がワイド・基本・シンプルの2倍 ※2:医療の補償の特約(生活習慣病・重度入院・葬祭費用)付帯</small></p>		入院	手術	通院	その他	充実	◎ ^{※1}	◎ ^{※1}	◎ ^{※1}	○ ^{※2}	ワイド	○	○	○	○ ^{※2}	基本	○	○	○	—	シンプル	○	○	—	—	P9
	入院	手術	通院	その他																							
充実	◎ ^{※1}	◎ ^{※1}	◎ ^{※1}	○ ^{※2}																							
ワイド	○	○	○	○ ^{※2}																							
基本	○	○	○	—																							
シンプル	○	○	—	—																							
ケガの補償(普通傷害・交通事故傷害)	<p>ケガによる入院・手術・通院などの補償</p> <p>・日常の様々なこと(地震や噴火を含む)が原因のケガを補償する「普通傷害」と、交通乗用具(自転車・電車・自動車等)に起因した事故が原因のケガに限定して補償するかわりに保険料が割安な「交通事故傷害」を用意しています。(入院日額を3,000円から15,000円まで、1,000円刻みで必要な分だけ選択できるオリジナルプランもあります。)</p> <p>・通院だけでも補償の対象となります。</p> <p>・死亡・後遺障害の補償が付いています。</p> <p>・病歴等で「医療の補償」に加入できない方も加入できます。</p> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td></td> <td colspan="2">ケガの原因</td> </tr> <tr> <td></td> <td>交通事故</td> <td>交通事故以外</td> </tr> <tr> <td>普通傷害</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>交通事故傷害</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </table>		ケガの原因			交通事故	交通事故以外	普通傷害	○	○	交通事故傷害	○	×	P11													
	ケガの原因																										
	交通事故	交通事故以外																									
普通傷害	○	○																									
交通事故傷害	○	×																									
ケガの補償(ゴルファー傷害)	<p>ゴルフプレー中やゴルフ練習中のケガによる入院・手術・通院などの補償</p> <p>・ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、ゴルフプレー中やゴルフ練習中の事故が原因のケガの補償を割安の保険料で加入できます。</p> <p>・「家庭賠償責任」「携行品損害」「ホールインワン」の特約を自由に組み合わせて、オリジナルのゴルファー保険を設計できます。</p>	P11																									
介護補償	<p>介護が必要となったときの補償</p> <p>・公的介護保険制度で要介護3以上の認定を受けた場合に加え、所定の要介護状態と診断され、その状態が90日を超えた場合にも、保険金をお支払いします。</p> <p>・15～84歳(継続は89歳)の幅広い年齢の方が加入できますので、本人だけでなく親などの介護への備えが必要な方も加入できます。</p>	P11																									
がんの補償(がん診断一時金)	<p>がんになったときの補償</p> <p>・補償開始日からお支払い対象となります。(一般的ながん保険に設定されている待ち期間がありません。)</p> <p>・再発・転移の場合でも、何回でもお支払いします。(最後の診断確定日から1年を超えて再発・転移・新たな原発がんを発症した場合に限ります。)</p> <p>・2016年4月に施行された患者申出療養制度に対応した補償が付いています。</p>	P13																									
所得補償	<p>病気やケガで8日以上会社を休んだときの補償</p> <p>・入院中だけでなく、自宅療養中も補償期間となります。</p> <p>・最長1年間補償されるので、長期間の療養への備えができます。</p>	P14																									
自転車傷害補償	<p>日本国内における自転車でのケガによる入院・通院などの補償</p> <p>・自転車の乗車中だけでなく、歩行中等に自転車から衝突された際も補償の対象となります。</p> <p>・被保険者1名が加入することで、家族も補償の対象となります。</p> <p>・特約の「家庭賠償責任」と組み合わせて、加害事故にも対応できる自転車保険にできます。</p>	P14																									
家庭賠償責任	<p>日常生活で法律上の賠償責任を負ってしまったときの補償</p> <p>・示談交渉(国内のみ)付です。いざという時の安心感が違います。</p> <p>・被保険者1名が加入することで、家族も補償の対象となります。</p> <p>・弁護士補償付きのタイプもあります。<small>おすすめ</small></p>	P15																									
携行品損害	<p>破損・盗難等により携行品に損害が生じたときの補償</p> <p>・ゴルフ用品や釣り道具、カメラ・腕時計・スーツケースなどが補償の対象となります。</p> <p><small>※ノート型パソコン・スマートフォンなど補償の対象外となるものがあります。詳細はP30をご確認ください。</small></p>	P15																									
ホールインワン	<p>日本国内のゴルフ場で、ホールインワン・アルバトロスを達成したときの補償</p> <p>・祝賀会や記念コンペの開催、記念品の製作、記念植樹などの費用が補償の対象となります。</p>	P15																									

※1「いのちの保険」は優良割引を30%適用されています。いのちの保険は更新時の本人加入者数が3,000名以上で、加入率35%を超え、直前3保険年度のいずれも一定の人数要件、支払率要件を満たしていることが優良割引の条件であり、今後条件を満たさなくなった場合は適用廃止となります。

※2「病気・ケガの保険」は団体割引等を最大で約52.7%適用されています。(医療の補償(ケガ通院を除く)、介護補償、がんの補償、所得補償、家庭賠償責任、携行品損害、ホールインワンは、団体割引30%・損害率による割引25%を適用。ケガの補償(医療の補償のケガ通院を含む)、自転車傷害補償は、団体割引30%・損害率による割引25%・大口団体契約割引10%(損害率による割引・大口団体契約割引は、天災危険補償特約部分には適用されません)を適用。)

ケガの補償

基本補償Ⅰ

対象となるケガをした場合に保険金をお支払いします。

●補償内容および1口あたりの保険金額・月払保険料

補償内容	Dタイプ (普通傷害)	Eタイプ (交通事故傷害)	ゴルファー傷害1	ゴルファー傷害2
対象となるケガ	日常生活でのケガ	交通事故等でのケガ	ゴルフ場・練習場等でのケガ	
天災危険補償	あり	—	—	—
ケガで入院したら (入院保険金)	1回の事故につき 180日限度*1	1,000円/日	15,000円/日	4,500円/日
ケガで手術*2したら (手術保険金)	①入院中 ②入院中以外(外来)	①10,000円 ②5,000円	①150,000円 ②75,000円	①45,000円 ②22,500円
ケガで通院したら (通院保険金)	1回の事故につき 90日限度*3	600円/日	10,000円/日	3,000円/日
事故により死亡したり、後遺障害が生じたら (死亡保険金・後遺障害保険金)	200万円	1,000万円	300万円	
月払保険料	270円	80円	50円	30円

●加入いただける口数

Dタイプ・Eタイプは3~15口で加入できます。ゴルファー傷害(1・2)は1口のみ加入できます。
 Dタイプ・Eタイプ・ゴルファー傷害(1・2)の組み合わせや、「ケガの補償」と「医療の補償(Aタイプ)*4を組み合わせることはできません。

- *1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。
- *2 公的医療保険制度の給付対象である手術全般(ただし、傷の処置、抜歯等のお支払いの対象外の手術があります。)および先進医療に該当する所定の手術を受けた場合。なお、手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。ただし、事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。
- *3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。
- *4 2016年更新時に移行プランで継続された契約についてはAタイプとDタイプの組み合わせとなっても継続およびそれぞれの口数変更が可能です。ただし、Kタイプへのタイプ変更の場合、KタイプはAタイプと同口数となります。

基本補償Ⅱ

「介護補償」、「がんの補償(がん診断一時金)」、「所得補償」、「自転車傷害補償」から、必要な補償を選択して加入できます。

介護補償

基本補償Ⅱ

対象となる介護状態となった場合に、保険金(一時金)をお支払いします。

「介護」が必要となった際に掛かる費用に備えましょう

介護が必要となると、自宅の改装費などの一時費用と、介護サービスなどの月々の費用が掛かります。こうした介護に掛かる費用に対して備えていただけるのが「介護補償」です。

初期に掛かる一時費用の平均

約69万円

- <初期に掛かる費用の主な例>
- 電動車いす 30万~50万円
 - ポータブルトイレ 10万~25万円
 - 介護用ベッド 15万~50万円
 - 階段昇降機 50万円~

月々掛かる費用の平均

平均約7.8万円

- <月々掛かる費用の主な例>
- 介護サービス料の自己負担分
 - 介護保険の対象外のサービス料
 - 介護施設の居住費・滞在費

介護期間の平均

平均約54.5ヶ月

費用総額
 約494万円!

*上記に記載した費用は、公的介護保険サービスの自己負担分を含んだ金額となっています。

【出典】(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」[介護保障ガイド 2018年8月改訂版]

「介護補償」の特徴

- 単独での加入が可能です!
既に加入されている保険への上乗せとしてもご利用いただけます。
- 公的介護保険制度では対象外となる原因の場合も補償します!
64歳以下で事故が原因の場合や、39歳以下で脳梗塞が原因の場合など、
- ご家族の加入に際しては、加入者が告知を代理で行えます!
親が離れて暮らして告知を取り付けるのが難しい場合も加入いただけるので安心です。

●補償内容および1口あたりの保険金額

以下のいずれかの状態となった場合に保険金をお支払いします。

- ① 公的介護保険制度で要介護3以上の認定を受けた場合(以下「公的介護保険制度とは?」の図をご確認ください。)
- ② 所定の要介護状態と医師等の診断を受け、その状態が90日を超えて継続した場合(三菱電機グループ独自の補償範囲となります。)

介護状態となった原因	15歳~39歳	40歳~64歳	65歳~89歳
特定疾病*1 (16種類)	○	○	○
上記以外の 病気・ケガ	○	○	○

<参考> 公的介護制度の補償範囲

介護状態となった原因	15歳~39歳	40歳~64歳	65歳~
特定疾病*1 (16種類)	×	○	○
上記以外の 病気・ケガ	×	×	○

! 2019年1月1日以前に「親介護補償特約」「介護補償」に加入され、そのままの内容で更新されている方につきましては「①公的介護保険制度で要介護3以上の認定を受けた場合」のみ補償の対象となっております。お切り替えは更新時に変更手続きが必要となりますので、ご注意ください。

補償内容	1口	2口	3口
介護保険金	100万円	200万円	300万円

● 加入いただける口数

1~3口で加入できます。(既に加わっている方の増口は更新時のみ可能です。)

● 月払保険料

満年齢*2	生年月日	口数	1口 (100万円)	2口 (200万円)	3口 (300万円)	満年齢*2	生年月日	口数	1口 (100万円)	2口 (200万円)	3口 (300万円)
15~39歳	S56.1.2~H18.1.1生		10円	10円	10円	65~69歳	S26.1.2~S31.1.1生		230円	460円	690円
40~44歳	S51.1.2~S56.1.1生		10円	10円	20円	70~74歳	S21.1.2~S26.1.1生		490円	970円	1,460円
45~49歳	S46.1.2~S51.1.1生		10円	20円	40円	75~79歳	S16.1.2~S21.1.1生		1,080円	2,150円	3,230円
50~54歳	S41.1.2~S46.1.1生		30円	50円	80円	80~84歳	S11.1.2~S16.1.1生		2,500円	4,990円	7,490円
55~59歳	S36.1.2~S41.1.1生		50円	110円	160円	85~89歳	S 6.1.2~S11.1.1生		5,840円	11,680円	17,510円
60~64歳	S31.1.2~S36.1.1生		110円	220円	330円						

更新の方のみ

公的介護保険制度とは?

介護保険法に基づき、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができる社会保険制度です。

【受給要件】

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*3	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	16種類の特定疾病*1により、 要介護、要支援状態となったとき	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)

【要介護(要支援)認定区分】

要介護認定区分	身体の状態
要支援 1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態 食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支えを必要とすることがある。
要支援 2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 食事や排泄はほとんどひとりでできるが、ときどき介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さが見られることが多い。問題行動や理解の低下がみられることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
要介護 1	軽度の介護を必要とする状態 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱はなんとかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
要介護 2	中等度の介護を必要とする状態 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
要介護 3	重度の介護を必要とする状態 食事にとどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持が一人ではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
要介護 4	最重度の介護を必要とする状態 食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

【出典】(公財)生命保険文化センター「一目でわかる生活設計情報」を参考に作成

*1 受給要件を満たす特定疾病については、厚生労働省のホームページ(https://www.mhlw.go.jp)をご確認ください。

*2 2021年1月1日における満年齢(加入可能年齢についてはP17をご確認ください。)

*3 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

* 保険金をお支払いさせていただいた際は、事故日付の全損失効となります。

介護アシストサービスもご利用いただけます! ▶▶▶▶▶ 詳しくは16ページをご覧ください。

がんの補償(がん診断一時金)

基本補償Ⅱ

がんと診断確定された場合に、保険金(がん診断一時金)をお支払いします。

「がん」に罹患した際に掛かる費用に備えましょう

最新のがん治療では、入院前に抗がん剤治療や放射線治療などの通院による治療が行われることが増えており、退院後の通院のみ補償されるタイプの医療保険だけではカバーできません。また、保険未承認の治療法が多いのも特徴です。こうしたがん特有の費用に対して自由に使えるのが「がん診断一時金」です。

「がん診断一時金」の特徴

- 単独での加入が可能です!
既に加入されている保険への上乗せとしてもご利用いただけます。
- 保険始期日(中途加入日)から補償が開始されます!
一般的ながん保険に設定されている待ち期間がありません。
- 再発・転移の場合、何回でもお支払いします!
最後の診断確定日から1年を超えて再発・転移・新たな原発がんを発症した場合に限ります。
- がん患者申出療養特約が自動付帯!
2016年4月に施行された新しい制度に対応した補償を先駆けて付帯しています。

●補償内容および保険金額

- 以下のいずれかの場合に、保険金をお支払いします。
- ① 対象となるがん*1と診断確定*2された場合(再発または転移した場合も含みます。)
 - ② 対象となるがん*1の治療のため患者申出療養*1を受けた場合

補償内容	1口	2口
がん診断一時金	50万円	100万円
がん患者申出療養	1,000万円限度	



●加入いただける口数

1~2口で加入できます。(既に加入いただいている方の増口は更新時のみ可能です。)

●月払保険料

満年齢*3	口数		満年齢*3	口数	
	生年月日	1口 (50万円)		生年月日	1口 (50万円)
0~4歳	H28.1.2~R 3.1.1生	40円	45~49歳	S46.1.2~S51.1.1生	250円
5~9歳	H23.1.2~H28.1.1生	50円	50~54歳	S41.1.2~S46.1.1生	400円
10~14歳	H18.1.2~H23.1.1生	70円	55~59歳	S36.1.2~S41.1.1生	610円
15~19歳	H13.1.2~H18.1.1生	60円	60~64歳	S31.1.2~S36.1.1生	890円
20~24歳	H 8.1.2~H13.1.1生	30円	65~69歳	S26.1.2~S31.1.1生	1,180円
25~29歳	H 3.1.2~H 8.1.1生	60円	70~74歳	S21.1.2~S26.1.1生	1,460円
30~34歳	S 61.1.2~H 3.1.1生	90円	75~79歳	S16.1.2~S21.1.1生	1,760円
35~39歳	S 56.1.2~S61.1.1生	130円	80~84歳	S11.1.2~S16.1.1生	2,070円
40~44歳	S 51.1.2~S56.1.1生	180円	85~89歳	S 6.1.2~S11.1.1生	2,360円

*保険会社の料率改定により、一部タイプの保険料が変更となっております。(詳細はP27をご覧ください。)

更新の方のみ

患者申出療養の対象となる医療とは?

先進医療の対象にはならなかったが一定の安全性・有効性が確認されている以下①~④の医療や、現行の治験の対象にはなれなかった患者に対して治験薬等を用いる医療が、患者申出療養の対象となる可能性があります。

- ①既に実施されている先進医療を身近な医療機関で実施することを希望する患者に対する療養
- ②先進医療の実施計画(適格基準)対象外の患者に対する療養
- ③既に実施されていて、新規組入が終了した先進医療を実施することを希望する患者に対する療養
- ④先進医療として実施されていない療養

* 患者申出療養制度は保険外併用療養*4の対象となりますが、申請を行ったすべての治療が承認されるわけではありません。承認されなかった場合は、がん患者申出療養保険金はお支払いできません。また、保険適用されていない治療費については、原則患者の自己負担となります。

❗ 先進医療に該当した場合に備えて、先進医療を対象とする補償もご準備ください。『病気・ケガの保険』では、『医療の補償』に「総合先進医療特約」が自動セットされていますので、あわせての加入をおすすめします。

*1 「対象となるがん」および「患者申出療養」については、P27をご確認ください。

*2 病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。

*3 2021年1月1日における満年齢(加入可能年齢についてはP17をご確認ください。)

*4 「保険外併用療養」についてはP36をご確認ください。

所得補償

病気やケガで就業不能となった場合に、保険金をお支払いします。

「生きるリスク」についても備えましょう

「医療の補償」などで病気やケガによる入院・通院に対する費用は一定程度カバーできますが、長期の自宅療養などにより収入が減少しても、教育費や住宅ローンの支払いは待ってくれません。こうした「生きるリスク」に対応することができるのが「所得補償」です。

「所得補償」の特徴

- 業務中・日常生活を問わず補償!
業務中に限らずレジャーや旅行中のケガや病気が原因の場合も補償します。
- 入院中に限らず自宅療養もカバー!
医師等の治療を受けていれば、入院していなくても補償します。
- 長期の就業不能にも対応!
継続して8日以上就業不能となっている期間について、最長1年間まで補償します。(有給休暇期間中も補償します。)

●補償内容および1口あたりの保険金額

病気またはケガを被り、以下の状態で申込書に告知された業務に従事できない状態になった場合*1に、保険金をお支払いします。

- ① 治療のために入院していること
- ② 入院以外で、医師等の治療を受けていること

1口あたりの所得補償保険金額 **50,000円/月**

*免責期間(保険金をお支払いしない期間):7日間

*てん補期間(保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間):1年間

●加入いただける口数

平均月間所得額の範囲内となる口数で加入できます。
(既に加入いただいている方の増口は更新時のみ可能です。)

*働いて所得を得ている方が加入できます。

*所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。なお、平均月間所得額は直前12カ月における被保険者の所得*2の平均月額のことをいいます。詳細はP27をご覧ください。

*「病気・ケガの保険」申込書表紙裏面の[A表]に該当する病気・症状により所得補償の保険金をご請求された場合、保険金をお支払いした日の翌年1月1日以降、所得補償は継続いただけません。(詳細はP28をご覧ください。)

●1口あたりの月払保険料

満年齢*3	生年月日	1口 (5万円/月)	満年齢*3	生年月日	1口 (5万円/月)	満年齢*3	生年月日	1口 (5万円/月)
15~19歳	H13.1.2~H18.1.1生	160円	35~39歳	S56.1.2~S61.1.1生	360円	55~59歳	S36.1.2~S41.1.1生	660円
20~24歳	H 8.1.2~H13.1.1生	220円	40~44歳	S51.1.2~S56.1.1生	460円	60~64歳	S31.1.2~S36.1.1生	690円
25~29歳	H 3.1.2~H 8.1.1生	240円	45~49歳	S46.1.2~S51.1.1生	540円	65~69歳	S26.1.2~S31.1.1生	1,050円
30~34歳	S61.1.2~H 3.1.1生	290円	50~54歳	S41.1.2~S46.1.1生	630円			

*加重平均料率の変更により、一部年齢の保険料が変更となっております。(詳細はP28をご覧ください。)

*1 就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している必要があります。また、精神障害が原因の場合は補償の対象とはなりません。

*2 「所得」とは、「申込書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

*3 2021年1月1日における満年齢(加入可能年齢についてはP17をご確認ください。)

自転車傷害補償

基本補償Ⅱ

日本国内において、自転車でケガをした場合に保険金をお支払いします。

自転車傷害補償は、被保険者1人が加入すれば、家族も補償の対象となります(補償の対象となる方の詳細は、P17をご確認ください。)。また、補償の対象となる方全員、同じ保険金額で補償されます。

●補償内容および保険金額・月払保険料

補償内容*1	自転車傷害補償
ケガで入院したら(入院保険金)	1回の事故につき180日限度*2 6,000円/日
ケガで通院したら(通院保険金)	1回の事故につき90日限度*3 3,000円/日
事故により死亡したり、後遺障害が生じたら(死亡保険金・後遺障害保険金)	900万円
月払保険料	290円

*1 手術の補償はありません。

*2 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。

*3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。

自転車事故への備えは家庭賠償責任とセットで用意しましょう!

- 自転車傷害 ➔ ケガに対する補償
- +
- 家庭賠償責任 ➔ 賠償事故に対する補償

がん専用相談窓口(メディカルアシストサービス)もご利用いただけます! ▶▶▶ 詳しくは16ページをご覧ください。

特約

基本補償Ⅰ・Ⅱのいずれかに加入いただくと、「家庭賠償責任」、「携行品損害」、「ホールインワン」の補償を追加できます。

家庭賠償責任

特約

日常生活で、他人にケガをさせたり、他人のもの(借りた物や預かった物(受託品)^{*1}を含む)を壊したりした場合に保険金をお支払いします。(自動車事故の場合は、補償の対象とはなりません(補償の対象となる事故については、P29をご確認ください。))

「家庭賠償責任」の特徴

- 被保険者1人が加入すれば、家族も補償の対象となります。
家族の方が個別にご加入いただく必要はありません(補償の対象となる方の詳細は、P17をご確認ください。)
- 「弁護士費用付」タイプもラインナップ! (痴漢被害・冤罪ヘルプコール)も自動セット!
日本国内で被害事故に遭ったり、プライバシーの侵害等を被ったりした場合に、その解決のための弁護士費用や法律相談費用をお支払いします。

●補償内容および月払保険料

補償内容		家庭賠償責任 (弁護士費用付)	家庭賠償責任
保険金額	賠償責任 <small>示談交渉サービス付</small>	日本国内: 無制限 / 日本国外: 1億円	
	弁護士費用 おすすり	300万円	—
	痴漢被害・冤罪ヘルプコール	あり	—
	月払保険料	220円	100円

痴漢被害・冤罪ヘルプコール

〈弁護士費用付タイプに自動セット〉

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法等について弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスはお電話でご相談いただけるものであり、弁護士との接見および事故現場への駆けつけは対象外となります。
※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

受付時間 (土日祝日、年末年始を除く)
7:30~9:30 / 17:00~22:00
0120-106-670

! 「家庭賠償責任」に加入されている方の「家庭賠償責任(弁護士費用付)」への切替は更新時のみ可能ですので、ご注意ください。

示談交渉サービスとは?
賠償事故を起こしてしまった際、賠償金の支払いによる金銭的負担もさることながら、被害者への連絡などによる精神的負担もかかります。「家庭賠償責任」では、保険会社が被保険者に代わって、被害者との交渉を行いますので、安心です。
※ 示談交渉は、原則として東京海上日動が行います。国内の事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限定されます。

弁護士費用の補償内容は?
日本国内で、他人からケガを負わされたり物を壊された場合や、名誉・プライバシーの侵害、痴漢^{*2}・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ^{*3}等により精神的苦痛を被った場合^{*4}に、弁護士等に法律相談や相手との交渉等を依頼した際に生じた費用に対し、保険金をお支払いします。
※ SNS (Facebook, Instagram, Twitter, LINEなど) による誹謗中傷も含まれます。

※1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。詳細はP30をご確認ください。
※2 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
※3 職場でのいじめ・嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
※4 警察へ提出した被害届や学校の相談窓口への届出等、その事実を客観的に証明できる場合にかぎりです。

携行品損害

特約

携行している家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

●補償内容および月払保険料

保険金額	30万円 (自己負担:5,000円)
月払保険料	90円

ホールインワン

特約

日本国内のゴルフ場において、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に保険金をお支払いします。

*日本国外のゴルフ場で達成された場合は補償されませんので、ご注意ください。また、ホールインワンの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただけます。

●補償内容および月払保険料

	ホールインワン1	ホールインワン2
保険金額	50万円	30万円
月払保険料	260円	160円

ゴルフをされる方は、身体の補償に3つの特約をセットで用意しましょう!

医療の補償 または 普通傷害 または ゴルファー傷害	+	身体の補償 (ケガに対する補償)
家庭賠償責任		賠償事故に対する補償
携行品損害		用品損害に対する補償
+		
ホールインワン		ホールインワンに対する補償

「病気・ケガの保険」に加入の方は、加入内容にかかわらず、以下のサービスを利用いただけます。

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

転院・患者移送手配

救急病院から自宅最寄りの病院へ転院される場合等、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等の一連の手配を承ります。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

24時間365日受付 **0120-708-110**

介護アシスト

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容及び利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。

受付時間 (土日祝日・年末年始を除く)
電話介護相談、各種サービス優待紹介: 9:00~17:00
0120-428-834

デイリーサポート



法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や、毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

受付時間 (土日祝日、年末年始を除く)
・法律相談: 10:00~18:00
・社会保険に関する相談: 10:00~18:00
・税務相談: 14:00~16:00
・暮らしの情報提供: 10:00~16:00
0120-285-110

ご注意ください

- 〈各サービス共通〉・ご加入者および保険の対象となる方と、そのご親族(配偶者^{*1}・6親等以内の血族または3親等以内の姻族)(以下「サービス提供対象者」といいます。)からの直接の相談に限ります。
・保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 〈介護アシスト〉・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシストのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。
・電話介護相談は、医療行為を行うものではありません。
・「もの忘れチェックプログラム」は、お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。
・各種サービス優待紹介は、サービス提供対象者に限りご利用いただけます。なお、お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。また、サービスのご利用にかかる費用は、サービス提供対象者様のご負担となります。
- 〈メディカルアシスト〉・メディカルアシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用や、実際の転院移送費用は、サービス提供対象者様のご負担となります。
・予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
- 〈デイリーサポート〉・法律相談、税務相談は、弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
・社会保険に関する相談は、社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、東京海上日動火災保険株式会社のグループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

事故の受付・事故のご相談・保険金のご請求は

最寄りの三菱電機保険サービスまたは、東京海上日動安心110番(事故受付センター)へ、**0120-720-110** 24時間365日受付

「病気・ケガの保険」ご加入時のご注意点

- 申込書の記載内容に誤りがないか、必ずチェックしてください。
(申込書は2020年6月12日時点の加入内容にて作成しており、その後の契約内容変更は反映していません。契約内容変更がありました場合には更新後の契約にも反映されます。)
- 申込書の「お客様控」は必ずお手元に保管ください。ご加入後、加入内容を証する「加入者票」を2021年2月中にお送りします。記載に誤りがないか必ずご確認ください。
- 申込書提出期限は2020年10月9日です。提出期限に間に合わなかった場合には保険期間中途からのご加入として取り扱わせていただく事があります。
- ご加入・ご更新に当たっては申込書記載の「ご加入時の同意内容について」を必ずご一読ください。
- 保険加入にあたっては各種告知が必要になります。告知内容によっては引受保険会社の提示するお引受条件によってご加入いただく場合、ご加入をお断りする場合がありますので予めご注意ください。
- 告知はお客様ご自身*があらまご記入ください。告知の内容が正しくないと、ご加入が解除され保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※原則、被保険者(保険の対象となる方)ご自身が正確にご記入ください。(詳細はP31をご確認ください。)
- 補償内容を拡大される場合などの告知内容が不正確である事が判明した場合、補償内容をアップされた部分が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。
- 保険料は2021年3月給与以降、12カ月の引取りとなります。(ご退職者の方は2021年4月以降の口座引落しとなります。)
なお2ヵ月連続して保険料が未納の場合は通知をもってご加入が解除となります。
- 過去の保険金請求内容等から更新してのご加入をお断りする場合やご加入内容を制限する場合があります。予めご承知置きください。
- 保険始期時点(2021年1月1日)もしくは中途加入日時点で既に発生しているケガ・病気につきましては補償対象外となります。

「病気・ケガの保険」ご加入条件

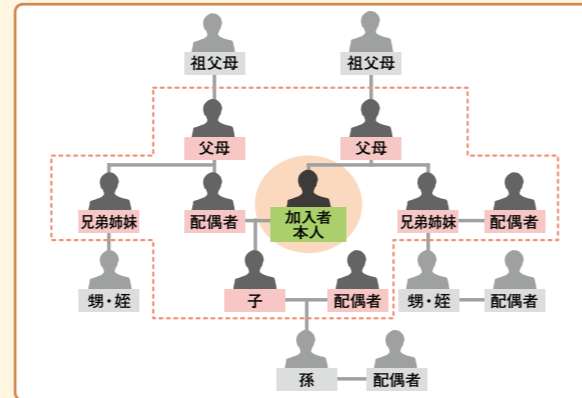
■加入者(=加入の申し込みを行い、保険料負担をする方)

三菱電機(株)およびその系列会社の役員・従業員・退職者*であれば加入者となります(対象となる系列会社については三菱電機保険サービスへご確認ください)。ただし、保険種目によっては、年齢その他の条件によりご加入いただくことが出来ない場合がありますのでご了承ください。
※退職後のご継続には一定の条件があります。詳細は三菱電機保険サービスにお問い合わせください。また、新規加入は在職の方に限ります。

■被保険者(=保険の対象となる方)

保険の対象となる方(本人としてご加入いただける方)は、下記の範囲に該当し、かつ、申込書等に「保険の対象となる方(被保険者)本人」として記載された方をいいます。

- 医療の補償、ケガの補償、介護補償、がんの補償、所得補償:本人、配偶者*1、子供、両親、兄弟姉妹、本人と同居の親族*2(配偶者*1・子供・両親・兄弟姉妹(右の図で点線で囲まれた方)は、加入者本人と同居であることは問いませんが、その他の親族*2については、加入者本人との同居が条件になります。(右の図は「被保険者本人となる方の範囲」の主な方々となります。))
- *医療の補償、がんの補償については、年齢*3が0歳*4以上69歳以下(更新の場合は89歳以下)の方に限ります。
- *介護補償については、年齢*3が15歳以上84歳以下(更新の場合は89歳以下)の方に限ります。
- *所得補償については、年齢*3が15歳以上69歳以下の方に限ります。
- 自転車傷害補償:本人、配偶者*1、子供、両親、兄弟姉妹(右の図で点線で囲まれた方で、加入者本人と同居であることは問いません。)



■補償の対象となる方

- 医療の補償、ケガの補償、介護補償、がんの補償、所得補償、携行品損害、ホールインワン:被保険者本人(以下「本人」)
- 自転車傷害補償、家庭賠償責任:本人、配偶者*1、本人または配偶者*1の同居の親族*2、本人または配偶者*1の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことを言います。)の子
*続柄は傷害、損害の原因となった事故発生の際のものと言います。
*家庭賠償責任における加害事故において、本人が未成年者または前記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する加害事故に限りません。)
- ※1 配偶者とは、法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り(婚姻とは異なります。)
a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- ※2 親族とは6親等以内の血族または3親等以内の姻族を指します。
- ※3 2021年1月1日の満年齢をいいます。
- ※4 2021年1月2日以降に生まれた子供も含みます。

■保険責任は2021年1月1日午後4時に始まり(保険期間:2021年1月1日午後4時~2022年1月1日午後4時まで1年間)

保険責任開始日(保険始期:2021年1月1日。中途加入される方については中途加入日)より前に発病*1した疾病や事故によるケガについては保険金支払の対象となりません。*2また申込日から保険始期までに発病・受傷した場合も保険金支払対象とはなりません。
更新してご加入いただいているお客様の場合、初年度の保険責任開始日以降に発病した疾病・ケガについては保険金支払の対象となります。

例 新規に2021/1/1より「病気・ケガの保険」に加入。2020/12/28に発病し、2021/1/3に入院した。



- ※1 医師等の診断によります。ただし、先天性異常については医師等の診断により、はじめて発見された時をいいます。
- ※2 その原因が告知対象外のケガや病気であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。
- (注) 医療の補償、介護補償、所得補償については、入院、就業不能等が、この保険契約が更新されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます)の支払責任の開始時にすでに被っている病気・症状やケガによるものであっても、その入院(医療)、就業不能(所得補償)等が初年度契約の支払責任の開始後1年を経過した後に開始した場合は、保険金をお支払いできる可能性がございます。上記ケースに該当される方は、最寄りの三菱電機保険サービスまたは引受保険会社までご連絡くださいますようお願いいたします。就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能については、保険金のお支払いの対象となりません。

CONTENTS

いのちの保険

- 確認事項 19
- 契約概要・注意喚起情報 21

病気・ケガの保険

- 補償の内容(詳細)
- 医療の補償 23
- ケガの補償 25
- 介護補償 25
- がんの補償 26
- 所得補償 27
- 自転車傷害補償 28
- 家庭賠償責任 29
- 携行品損害 30
- ホールインワン 30
- 重要事項説明書 31

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
いのちの保険	P19	P19	P7	P19

③ 配当金

「いのちの保険」は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

④ 脱退による返戻金

「いのちの保険」は、脱退(解約)による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、「いのちの保険」は本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

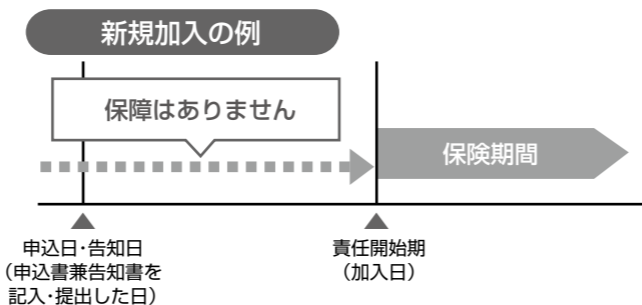
■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期(加入日*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

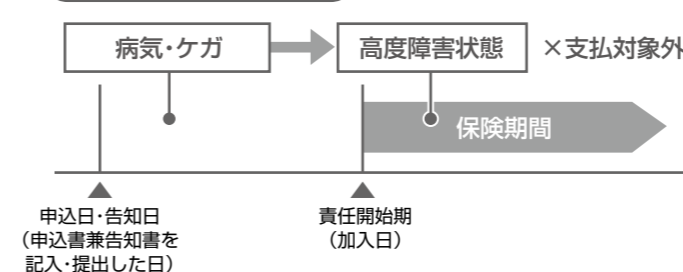


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

いのちの保険 P19

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口または引受保険会社(事務幹事会社)

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
 団体保険ご照会窓口 0120-661-320
 受付期間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)
 9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分に確認ください。

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、P9-15をご確認ください。
※詳細は、東京海上日動火災ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html)に掲載の『ご契約のしおり(約款)』(団体総合生活保険2020年10月1日〜始期契約)をご確認ください。

【医療の補償】

【約款構成】 ①医療補償基本特約+②総合先進医療特約+③退院後通院保険金特約(傷害不担保特約(退院後通院保険金用)付帯)+④傷害補償基本特約(天災危険補償特約(傷害用)付帯)+⑤成人病追加支払特約+⑥特定疾患保険金特約+⑦三大疾病・重度傷害一時金特約+⑧葬祭費用補償特約(医療用)

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。この補償については、葬祭費用補償特約(医療用)を除き、死亡に対する補償はありません。保険金支払いの対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

Table with columns: 約款, 原因, 保険金の種類, 保険金をお支払いする主な場合, 保険金をお支払いしない主な場合. It details various medical and life events like hospitalization, surgery, and disability, and the corresponding insurance benefits.

Table with columns: 約款, 原因, 保険金の種類, 保険金をお支払いする主な場合, 保険金をお支払いしない主な場合. It details specific insurance benefits for life habits, medical care, and funeral expenses, including conditions for payment and non-payment.

- ※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
●入院を開始してから退院するまでの継続した入院 ●退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます。(重大手術の支払倍率変更に関する特約が自動セットされています。)
i.がん*6に対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術 ii. 脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術 iii. 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 iv. 日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術
※「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごと)に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。(詳細については厚生労働省のホームページをご確認ください。)なお、療養*13を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*13は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)

【総合先進医療特約における粒子線治療*14費用のお支払いについて】
総合先進医療特約のお支払いの対象となる粒子線治療*14については、一定の条件*15を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ、粒子線治療*14にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)。なお、変更・中止となる場合があります。

- * 1 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数(本契約では60日)のことをいいます。
* 2 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*12種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
* 3 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。
* 4 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。
i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 先進医療以外の評価療養のための費用
iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用
* 5 ギプス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。
* 6 補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類一腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類一腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。
* 7 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
* 8 葬祭費用補償特約(医療用)についてはご契約者の故意または重大な過失によって生じた病気やケガもお支払いの対象となりません。

ご加入内容に関する大切なお知らせ *現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

今回更新いただく内容の一部改定があります。補償内容等の主な改定点は、ご加入者の申込書に添付の「ご加入内容一覧」の裏面に掲載しておりますので、ご確認ください。現在ご加入の方につきましては、P17に記載してある提出期限日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、三菱電機(株)は、今年度の募集パンフレット等に記載の保険金額・保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段の加入手続きは不要です。

※その他ご不明な点等ございましたら、三菱電機保険サービスまでご連絡ください。
 なお、更新時には、年齢等により、保険料が変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側からご加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

ご加入内容をご確認ください

ご加入・ご更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。申込書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、ご更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、最寄りの三菱電機保険サービスまでお問い合わせくださいますようお願いいたします。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただいたためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。
 ●保険金をお支払いする主な場合 ●保険金額、免責金額(自己負担額) ●保険期間 ●保険料・保険料払込方法 ●保険の対象となる方
2. 申込書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、申込書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認ください事項】

確認事項	医療の補償 がんの補償	ケガの補償	介護補償	所得補償	左記以外の 補償
・ 申込書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	○	—	○	○	—
・ 申込書等の「職業・職務」欄、「職種別」欄は正しくご記入いただいていますか？ <small>※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種別Aに該当する方:「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種別Bに該当しない方 ○職種別Bに該当する方:「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、 「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上、6職種)</small>	○*2	○*3	—	—	—
・ 申込書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	—	—	○*4	—
・ 保険金額は、平均月間所得額*1以下となっていますか？なお、保険金額の設定の方法やお引受けできる限度額についてはパンフレットをご確認ください。	—	—	—	○	—
●「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。 ・ 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？	○	—	○*5	○	—
・ 申込書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○

*1 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。
 *2 医療の補償(充実・ワイド・基本・Aタイプ)に加入される場合、必要です。
 *3 交通事故傷害、ゴルフ・傷害、自転車事故傷害の場合は、確認不要です。
 *4 所得補償に加入される場合は、所得補償基本級別をご記入ください。
 *5 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。

3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、家庭賠償責任をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

三菱電機保険サービスは、東京海上日動火災保険株式会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、三菱電機保険サービスとの間で有効に成立した契約につきましては、東京海上日動火災保険株式会社と直接契約されたものとなります。

本パンフレットは、「病気・ケガの保険(団体総合生活保険)」の概要を説明したものです。この保険は三菱電機(株)を保険契約者とし三菱電機(株)およびグループ関係会社の役員・従業員等を被保険者とする三菱電機グループ団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として三菱電機(株)が有します。詳細は契約者である三菱電機(株)へお渡しする保険約款によります。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明の点等がありましたら三菱電機保険サービスまでお問い合わせください。また、加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

加入者	加入の申し込みを行い、保険料負担をする方をいいます。
被保険者	保険の対象となる方をいいます。
同居	同一家屋*1に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。
保険期間	保険責任の始まる日から終了するまでの期間をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって、差し引く金額をいいます。グループ保険では、「携行品損害」の自己負担額(5,000円)が該当します。
免責期間	支払保険金の計算にあたって、差し引く期間をいいます。グループ保険では、「所得補償」の7日間が該当します。
保険年齢	満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下を切り捨て、6ヵ月超を切上げた年齢をいいます。例えば、2021年1月1日時点の保険年齢40歳は、昭和55年7月2日～昭和56年7月1日生まれの方となります。
示談代行	示談代行とは損害保険会社などが被保険者に代わって相手方と直接示談交渉を行うことをいいます。
告知	保険の公平な引受けのため、加入の申し込みの際に、加入者や被保険者に過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、現在の健康状態、職業等について、保険会社に知らせることをいいます。なお、告知の内容は、保障(補償)の種類によって異なることがあります。
治療	医師等が必要であると認め、医師等が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師等の場合は、被保険者以外の医師等による治療をいいます。
入院	医師等による治療*2が必要であり、自宅等*3での治療が困難なため、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に入り、常に医師等の管理下において治療*2に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの、医療補償・がんの補償においての介護保険法に定める介護療養型医療施設または介護医療院における入院等は含みません。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う病床数不足等の事情により、医師の指示に基づき臨時施設(ホテル等の宿泊施設を含みます。)または自宅において入院と同等の療養*4をする場合も「入院」として取り扱うことがあります。(保険金のお支払いは、医師の証明書等をご提出いただいた場合に限りです。) 新型コロナウイルスに関連した情報は、東京海上日動ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。
通院	医師等による治療*2が必要であり、病院等において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療*2を受けること*5をいい、治療処置を伴わない薬剤および治療材料の購入、受け取りのみのもの等は含みません。
保険外併用療養費制度	日本の医療保険制度では、原則として保険診療と保険外診療(自由診療)は同時に受けられず、保険外診療が一部でもあると、その他の部分も含めて全額自己負担となりますが、治験や先進医療、患者申出療養など特定の保険外診療については、保険診療との併用が認められており、保険診療に掛かる部分は3割負担(6歳以上70歳未満の場合)で受けることができます。これを保険外併用療養費制度といいます。

*1 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。ただし、マンション等の集合住宅や、建物内に複数の世帯が居住する住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、それぞれの戸室を1単位の同一家屋とします。
 *2 当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。
 *3 老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。
 *4 次のいずれかに該当するものをいいます。
 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療
 *5 医師等による往診を含みます。

アイコンの説明

共通

「いのちの保険」「病気・ケガの保険」
両方に共通する回答

いのち

「いのちの保険」
の回答

病・ケ

「病気・ケガの保険」
の回答

1. 新規加入にあたって

Q1 何歳の方が新規加入できますか？

いのち 本人は15歳以上70歳以下、配偶者は16歳以上70歳以下、ごどもは3歳以上22歳以下の方が加入できます。
※2021年1月1日時点の保険年齢

病・ケ 医療の補償・がんの補償は満0～69歳、介護補償は満15～84歳、所得補償は満15～69歳、その他の補償は年齢を問わず加入できます。
※2021年1月1日時点の満年齢

Q2 既存の疾病がある場合も加入できますか？

いのち 加入できない場合があります。詳しくは、「加入申込書兼告知書」の「告知内容」をご確認ください。

病・ケ 医療の補償・介護補償・がんの補償・所得補償は、加入できない場合があります。詳しくは、「申込書」の「健康状態に関するご質問」をご確認ください。その他の補償は加入できます。

Q3 妊娠中でも加入できますか？

いのち 加入できます。ただし、以下の状態を除きます。
本人：「定期健診」以外の妊娠に関連した疾病で就業の制限を受けている場合
配偶者・ごども：「定期健診」以外の妊娠に関連した疾病で医師による治療を受けている場合

病・ケ 加入できます。ただし、医療の補償・がんの補償・所得補償は、妊娠中毒症や切迫早産、切迫流産、妊娠悪阻、妊娠高血圧、妊娠糖尿病等妊娠に関連した疾病により入院または手術をすめられている場合等は加入できません。

Q4 本人は加入せず、家族だけ加入できますか？

いのち 加入できません。
本人加入の場合のみ、配偶者とごどもも加入できます。

病・ケ 加入できます。加入できる方の範囲はP17「被保険者本人となれる方の範囲」をご覧ください。

Q5 日本国内の工場等に勤務している外国人は、加入できますか？

共通 加入できます。
※帰国時の取り扱い、Q26と同じです。
※日本語を理解可能であることが必要となります。

Q6 家族型の補償はありますか？

病・ケ 自転車傷害補償と家庭賠償責任は家族型補償です。家族の範囲は被保険者ご本人の他、配偶者・本人または配偶者の同居の親族・本人または配偶者の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないこと）をいいます。の子が対象となります。

Q7 告知は誰が行うのですか？

いのち 「被保険者」ご自身が、申込書に記載の告知内容を確認・承知のうえ、行っていただきます。

病・ケ 「被保険者」ご自身に行ってください（「加入者」ではないのをご注意ください）。ただし、満15歳未満は「親権者」の、介護補償にご家族を被保険者として加入される場合で、介護補償のみに加入する場合は「加入者」の、それぞれ代理告知で加入できます。

Q8 告知内容に誤りがあった場合はどのようになりますか？

共通 事実と異なる回答や告知漏れがあると、保険金請求の際に告知義務違反を問われる可能性があります。保険会社に告知義務違反と判断された場合、保険金が支払われないだけでなく、契約解除（それまでに支払った保険料が戻らない）となる可能性があります。

Q9 保険料は加入時から変わりませんか？

いのち 変動します。毎年1月1日時点の保険年齢に応じた保険料となり、保険料は5歳刻みで変動する仕組みとなっています。また、今後の加入者数の増減により全体の保険料が変動する可能性もあります。

病・ケ 変動します。医療の補償・介護補償・がんの補償・所得補償は毎年1月1日時点の満年齢に応じた保険料となり、保険料は5歳刻みで変動する仕組みとなっています（上記以外は年齢上昇による保険料の変動はありません）。また、今後の損害率、加入者数の増減、補償内容の改定により全体の保険料が変動する可能性があります。

2. ご継続について

Q10 保険金を受け取った場合、次年度以降も継続できますか？

病・ケ 医療の補償・がんの補償・ケガの補償・自転車傷害補償は継続できます。所得補償はご請求の内容によっては継続できない場合があります。介護補償は継続できません。

Q11 現在医療の補償に条件なしで加入していますが、不整脈で医師の治療を受けました。この場合、補償内容のアップはできますか？

病・ケ 補償をアップする場合は、再告知が必要となります。再告知により対象外となる病気・症状については、増額部分のみではなく増額前のご契約から該当の病気・症状が補償の対象外となりますのでご注意ください。

Q12 退職後は継続できますか？

共通 三菱電機グループでの勤務が5年以上の方で、退職時に既に入社している方は退職後も継続できます。ただし、期間工、契約社員およびそのご家族は継続できません。
※一部の会社においては条件が異なる場合がございます。

Q13 退職後の保険料の支払いはどうなりますか？

いのち MBS(明治安田システム・テクノロジー株式会社)による口座振替でお支払いいただけます。
※手数料*(400円+消費税)が振替の都度発生します。
※手数料内訳:MBS振替手数料(200円)+事務手数料(200円)

病・ケ メルコクラブカードにより保険料をお支払いいただけます。

Q14 加入者*が亡くなった場合、家族は継続できますか？

いのち 継続できません。

病・ケ 既に入社している加入者*の配偶者は継続できます。
※従業員もしくは退職者に限ります。

3. 保険金のお支払いについて

Q15 健康保険や労災保険を使っても対象になりますか？

共通 対象になります。

Q16 地震等*で亡くなった場合またはケガをした場合は対象になりますか？

いのち 亡くなった場合と高度障害を負われた場合ともに、対象となります。
※対象となる高度障害については、P19をご確認ください。

病・ケ 普通傷害、医療の補償(ケガ通院)のみ対象になります。
*地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガが対象になります。

Q17 1回の入院とは？

病・ケ 入院から退院するまでの継続した入院および退院後に入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます)による180日以内の再入院までが1回の入院となります。



Q18 検査入院は補償の対象になりますか？

病・ケ 対象になりません。ただし、何らかの身体の異常があり、治療方針の検討に向けた原因の確認を目的とする入院は治療の一環と位置づけられるため、入院保険金の対象となります。
※一般にこのような場合は健康保険給付の対象となりますので、「健康保険の適用の有無」が判断の目安となります。

Q19 日帰り入院は補償の対象になりますか？

病・ケ 対象になります。ただし入院扱いとされていることが要件で、病院から発行された領収書に「入院」もしくは「外来」の記載、または診断書の入院期間欄の記載内容が判断基準となります。

Q20 筋肉痛で病院に通院しましたが、補償の対象になりますか？

病・ケ 対象外です。
対象となるケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害となります。

Q21 「がんの補償」で上皮内新生物は補償の対象になりますか？

病・ケ 対象になります。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象になりません。
また、「医療の補償」の生活習慣病特約、重度入院特約も補償の対象となりますが、疾病手術保険金の重大手術には該当しません。

Q22 精神疾患で入院しましたが、補償の対象になりますか？

病・ケ 医療の補償は、お支払の対象となります。
※被った病気が、薬物依存、アルコール依存等による精神の病気の場合は対象外です。また、精神障害が原因で被ったケガも対象外です。
※所得補償は、お支払いの対象外です。

Q23 被保険者が亡くなった場合、誰が保険金の受取人になりますか？

いのち 死亡保険金受取人に指定された方になります。
(ごどもの場合は、加入者本人になります。)
※個人指定をされている場合で、その指定された方が亡くなっている場合は、被保険者の配偶者・子(子が死亡している場合には、その直系卑属)・父母・祖父母・兄弟姉妹の順位(約款順位)に従います。

病・ケ 亡くなった方の法定相続人の方になります。
※ケガの補償および自転車傷害補償については、被保険者本人の死亡保険金の受取人を指定することができます。

4. 日本国外の取り扱いについて

Q24 日本国外で亡くなった場合または、病気・ケガなどをした場合は対象になりますか？

いのち 亡くなった場合と高度障害を負われた場合ともに、対象となります。
※対象となる高度障害については、P19をご確認ください。

病・ケ 日本国内のみ補償の自転車傷害補償・ホールインワン特約および家庭賠償責任特約の弁護士費用等保険金以外は原則対象となります。
※日本の公的機関での認定が支払の要件となるものなどは補償されない可能性があります。
※診断書等については、原則英文のものが必要となります。
※保険金請求にあたっては日本語での対応となりますので、日本語を理解可能であることが必要となります。

Q25 日本国外の工場等で勤務していますが、加入・継続できますか？

共通 加入・継続できます(従業員の方、そのご家族が外国籍の場合も含まれます)。

※「病気・ケガの保険」の加入者(被保険者)住所に日本国外の住所を設定することはできません。
※継続のご案内は日本語となりますので、日本語を理解可能であることが必要となります。

*日本国外の現地法人に直接採用されている方は加入・継続できません。

Q26 退職後、日本国外に移住することになりましたが、継続できますか？

共通 加入者(被保険者)住所に日本国内の住所を設定できる場合は継続できます。

※Q12の要件を満たしていることが条件となります。
※継続のご案内は日本語となりますので、日本語を理解可能であることが必要となります。

5. その他

Q27 支払う保険料は生命保険料控除の対象になりますか？

いのち 対象になります。

病・ケ 医療の補償*、がんの補償、介護補償、所得補償は生命保険料控除の対象になります。
※一部対象とならない項目がございます。

* 税務の取り扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

お問い合わせは
最寄りの三菱電機保険サービスまで

保障(補償)内容のご相談

保険金のご請求

お手続き方法

東日本支店

首都圏第一課・第二課	03-5219-5511
丸の内営業所	03-3218-9281
湘南営業所	0467-41-6818
相模出張所	042-779-5704
大船営業所	0467-41-2110
札幌営業所	011-200-8688
東北営業所(仙台)	022-211-4239
東北営業所(郡山)	024-921-9728
北関東営業所(群馬)	0276-30-7047
北関東営業所(花園)	048-584-4788

中部支店

営業課	052-918-0121
中部出張所	052-565-3286
北陸出張所	076-233-5526
名古屋営業所	052-712-1121
静岡営業所	054-286-2216
津川営業所	0573-66-8240
稲沢営業所	0587-24-5520

関西支店

大阪営業所	06-6371-3103
京都営業所	075-958-1361
和歌山営業所	073-435-4601
伊丹営業所	06-6497-9675
北伊丹出張所	072-782-7987
三田営業所	079-561-3081
神戸営業所	078-652-0217
姫路営業所	079-291-4194
赤穂出張所	0791-46-2171

西日本支店

広島営業所	082-248-5374
福山営業所	084-926-8045
四国営業所	0877-58-1135
高松出張所	087-811-5127
西条出張所	0897-52-1814
九州営業課	092-721-2336
福岡営業所	092-805-3943
長崎営業所	095-881-1615
尾出張所	095-864-2805
熊本営業所	096-242-4571

2020年5月現在

※お問い合わせへの対応は三菱電機保険サービスに委託しています。

三菱電機グループ保険
専用ホームページ

<各種コンテンツをご用意しております>

① 保険相談の申し込み

グループ保険はもちろん保険全般のご相談、現在ご契約されている保障(補償)の証券分析などをお申し込みいただけます。

スマートフォンなら、右のQRコードからお問い合わせページにアクセスいただけます。



② グループ保険の保険料試算

閲覧は、PC・スマートフォンどちらからでも可能です。年齢・性別を入力いただくと、ご家族分も含め、ご希望の保障(補償)内容の試算ができます。

さらに、試算結果の印刷や申込書の記入方法の確認をすることもできます。<下のイメージは2020年募集のものです。>

<入力画面イメージ>



<試算結果イメージ>



三菱電機グループ保険

検索

ご自宅のPCやスマートフォンなど
社外からもご覧いただけます。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。